

みらいカードローンカード規定

1. (カードの利用)

みらいカードローンカード(以下「ローンカード」といいます)は、当金庫の現金自動支払機(現金自動預入支払機を含みます。以下「支払機」といいます)を使用してカードローンの貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます)および当金庫本支店の窓口において貸越金の任意返済をする場合に利用することができます。

2. (提携金庫支払機の利用手数料)

- (1) 提携金庫の支払機を利用して払戻す場合、その提携金庫が支払機利用手数料(以下「手数料」といいます)を定めるときは、提携金庫に対し所定の手数料を支払っていただきます。
- (2) 当金庫は前項の手数料を、提携金庫の請求にもとづき支払機利用日付をもって自動的に貸越を行ないその貸越金をもって提携金庫に支払います。

3. (支払機による払戻し)

- (1) 支払機を利用して払戻すときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作して下さい。この場合払戻し請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは1千円単位とし、1回あたりの払戻し金額は、当金庫(提携金庫の支払機用の場合はその提携金庫)が定めた範囲内とします。
- (3) 提携金庫の支払機を利用して払戻す場合、払戻金額と手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を越えるときは、払戻すことができません。

4. (任意のご返済)

任意の返済をするときは、当金庫本支店の窓口でローンカードを提示することによりご返済できます。

5. (支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻しすることができます。
- (2) 前項による取扱いは、当金庫所定の用紙に氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

6. (カード紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを失ったときまたは氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によってローンカード発行店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

7. (暗証照合等)

- (1) 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ払戻しをした

場合にはローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのため生じた損害については、当金庫および提携金庫は責任を負いません。

(2) 窓口においてローンカード及び暗証番号を確認のうえ、払戻した場合にも前項と同様とします。

8. (解約等)

(1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却してください。

(2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。

9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) ローンカードは、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

10. (カード発行手数料)

ローンカードの発行・再発行に当っては当金庫の定める発行手数料をお支払いいただきます。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各条項によります。

12. (規定の変更)

(1) 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この約款または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときは、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。

(2) 当金庫は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

以 上